

水道事業の基盤強化とPFI導入推進

平成29年11月19日



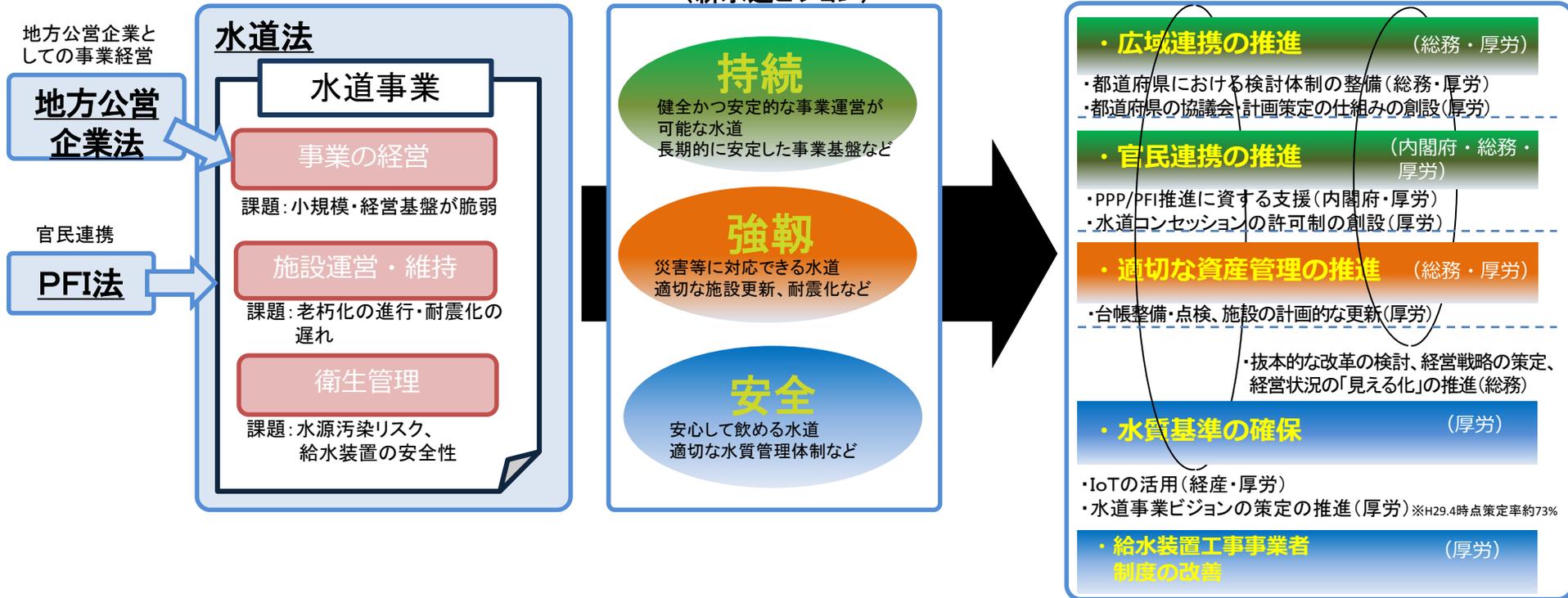
厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課

水道に関わる施策

【水道事業と関連する主な法体系】

【取組の方向性】 (新水道ビジョン)

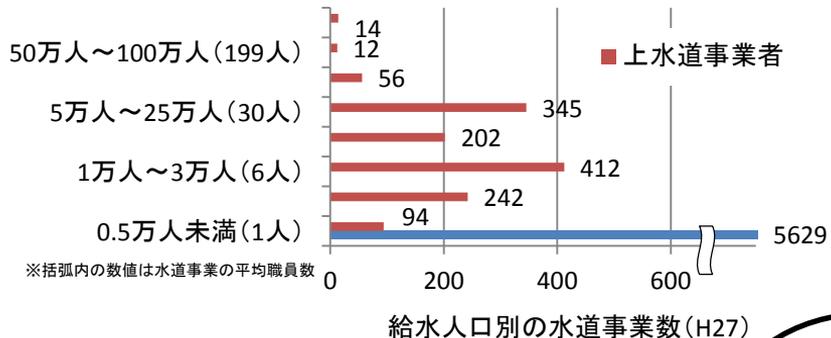
【具体的な施策】



将来にわたり、安全な水の安定供給を維持

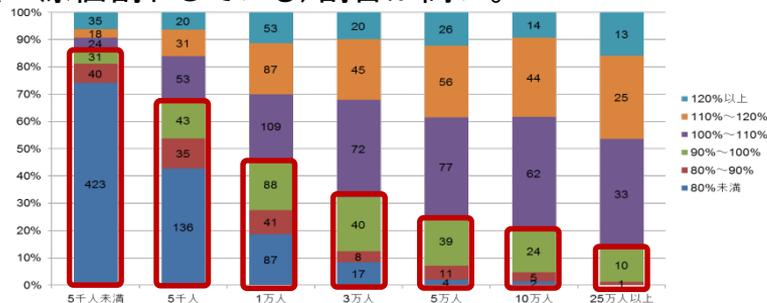
全国に7,000以上の水道事業者

・多くの水道事業が小規模で職員数も少ない。



小規模事業者ほど経営基盤が脆弱

・小規模事業者ほど給水原価が供給単価を上回っている
(=原価割れしている)割合が高い。



上水道事業、簡易水道事業の料金回収率 (=供給単価/給水原価)

(出典)平成27年度地方公営企業年鑑、簡易水道事業年鑑第39集

水道の現状

老朽化の進行

- ・高度成長期に整備された施設が老朽化。
- ・年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。



・漏水による道路冠水



・水道管破損による土砂流出

耐震化の遅れ

- ・大規模地震において断水が長期化。一方、水道管路の耐震適合率は4割に満たず、耐震化が進んでいない。

地震名等	断水戸数	最大断水日数
阪神・淡路大震災 (平成7年1月)	約130万戸	約3ヶ月
新潟県中越地震 (平成16年10月)	約13万戸	約1ヶ月(道路復旧等の影響地域除く)
東日本大震災 (平成23年3月)	約257万戸	約5ヶ月(津波により家屋等が流失した地区等除く)
熊本地震 (平成28年4月)	約45万戸	約3ヶ月半(家屋損壊地域除く)

水道事業の広域連携の推進の取組

- 昭和52年、「広域的下水道整備計画」を水道法に位置づけ、水道事業者の要請に基づき、都道府県により同計画が策定された地域（累計で36道府県68計画）において、下水道の整備充実を計画的に推進し、同計画に基づく施設整備事業に対して財政支援を行っている。
- 平成16年、厚生労働省において、下水道のあるべき将来像を示した「下水道ビジョン」を策定・公表した。その中で、従来の広域化に加え、地域の実情に応じた管理の一体化や施設の共同化等多様な形態の広域化を進める「新たな概念の広域化」を掲げ、広域化検討の手引き等の作成・普及等により推進した。
さらに、平成25年、人口減少社会への対応や東日本大震災の経験を踏まえ改定した「新下水道ビジョン」を策定・公表し、より多様な連携による「発展的な広域化」を掲げることや下水道施設整備に対する財政支援等により、下水道事業の広域化を推進している。

【近年の財政支援】

・広域化関係

市町村域を越えて広域化（事業統合または経営の一体化）を行う下水道事業者に対し、広域化において必要となる施設整備費用*や、広域化後に耐震化・老朽化対策として実施する施設や管路の更新に要する費用等を補助。（平成29年度実績（申請ベース）：23府県に計80億円交付）

※施設整備の例

- ①連絡管等の整備（末端をつなぐ連絡管やループ管等）
- ②統合浄水場等の建設
- ③集中監視設備の整備

（参考）下水道施設整備に対する財政支援（国庫補助）の考え方

下水道施設の整備については、地形や水源からの距離などの自然条件により施設整備費が割高となる等、経営条件が厳しい下水道事業者が行う施設整備事業に対して、その整備に要する費用の一部に対して財政支援を行っている。

・官民連携関係

地方公共団体が抱えているPPP/PFI導入に向けた課題の整理と、その対策例を提示する事業（官民連携等基盤強化支援事業）を実施。

- 平成28年2月29日の総務省通知「市町村等の下水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」及び平成28年3月2日の厚生労働省通知「下水道事業の広域連携の推進について」により、広域連携について早期に検討体制を構築し、検討を進めるよう要請し、東京都（都がほぼ一元的に下水道事業を実施）を除き、46道府県で検討体制を設置済。

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要**1. 関係者の責務の明確化**

- (1)国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2)都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3)水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- (1)国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2)都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3)都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- (1)水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2)水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3)水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4)水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権[※]を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

[※]公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定[※]に更新制(5年)を導入する。

[※]各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3.(2)は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。)

(参考)平成28年度秋レビュー(大阪レビュー)の指摘事項に対する対応状況

テーマ:PFI(実例に即して)

個別項目	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道のPFI推進に向けて、PFI事業の採用の背景やPFI事業を実際に実施する上での課題等について、大阪市の経験を他の自治体とも共有すべきである。 ・「PPP/PFI推進アクションプラン」(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)における数値目標達成に向け、最大限努力すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市水道局の取組状況を、コンセッションを含めた官民連携事業の検討を行っている水道事業者を提供。 ・水道分野における官民連携推進協議会を開催し、コンセッション事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、先行的に取り組んでいる事例を紹介することなどにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を促進(H29.8東京、H29.10札幌)。 ・地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定できる仕組みを導入することを含む水道法の一部を改正する法律案の国会への再提出に向けて取り組む。
<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が上下水道のPFI事業に参入するために、メリットやリスクを把握できるよう、自治体において、上下水道で財務や経営に関する「見える化」を進めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・更新需要と財政収支の見通しの試算結果の公表等に関する規定を含む水道法の一部を改正する法律案の国会への再提出に向けて取り組む。
<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の中・長期的な採算性の改善については広域化が必要となる自治体が存在するので、広域化が進んでいない自治体における上下水道の処理施設・浄水施設の改築に対する補助等については、広域化の検討を行うことを要件とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水施設等の耐震化に対する財政支援制度である「基幹水道構造物の耐震化事業」の採択要件に、「当該事業の実施前に近隣水道事業者との広域化について検討すること」を追加(平成29年度から運用)。